

平成29年 第17回京丹後市教育委員会会議録

- 1 開催年月日 平成29年10月6日(金)
開会 午後1時30分 閉会 午後6時00分
- 2 場 所 大宮庁舎 4階 第2・第3会議室
- 3 出席委員名 吉岡喜代和 野木三司 久下多賀子 田村浩章 安達京子
- 4 説明者 教育次長 横島勝則 教育理事 上田隆嗣 総括指導主事 松本明彦
教育総務課長 岡野 勲 学校教育課長 松本晃治
子ども未来課長 吉岡正俊 社会教育課長 吉田茂夫
文化財保護課長 吉田 誠
- 5 書 記 教育総務課長補佐 田村真知子
- 6 議 事
- (1) 議案第71号 京丹後市立幼保連携型認定こども園条例の施行に伴う教育委員会規則の整備に関する規則の制定について
- (2) 議案第72号 京丹後市立幼保連携型認定こども園条例の施行に伴う関係告示の整備に関する告示について
- (3) 議案第73号 京丹後市立認定こども園預かり保育事業実施要綱の制定について
- (4) 議案第74号 京丹後市教育委員会における障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領の一部改正について
- (5) 議案第75号 京丹後市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の制定について
- (6) 議案第76号 第67回全国へき地教育研究大会及び第33回近畿へき地教育研究大会京都大会の開催に係る共催について
- (7) 議案第77号 第2回道徳教育フォーラムの開催に係る後援について
- (8) 議案第78号 一般社団法人京丹後青年会議所10月例会「ターニングポイントでの選択肢!!～人は何を考えその道を選ぶのか!?!～」の開催に係る後援について
- (9) 議案第79号 丹後地域におけるドローンによる地域産業活性化事業「先進ドローン都市を目指して」の開催に係る後援について
- (10) 議案第80号 2017風の器京丹後公演の開催に係る後援について
- (11) 報告第11号 平成29年度京丹後市教育委員会事務局職員の人事異動について
【追加議案 議案第81号 報告第12号】
- (12) 議案第81号 海の京都まちかど音楽祭 ～Tango 音楽の花回廊 in 2017～ の開催に係る後援について
- (13) 報告第12号 部活動における休養日の設定について

7 その他

(1) 諸報告

- ① 「共催」・「後援」に係る9月期承認について

(2) 各課報告

<学校教育課・子ども未来課>

- ① 10月学校行事予定について
- ② 10月幼稚園保育所行事予定について

<社会教育課>

- ① 第20回あみの八丁浜ロードレース大会について
- ② 京丹後市聴覚障害者交流研修会について
- ③ ジュニアカヌースプリント秋季大会について

8 会議録 別添のとおり (全34頁)

9 会議録署名

別添の会議録は書記が記載したものであり、別添記載の正確であることを認めここに署名する。

平成30年1月5日

教 育 長 吉 岡 喜 代 和

署 名 委 員 田 村 浩 章

〔招集者〕 京丹後市教育委員会教育長 吉岡喜代和

〔被招集者〕 野木三司 久下多賀子 田村浩章 安達京子

〔説明者〕 教育次長 横島勝則 教育理事 上田隆嗣 総括指導主事 松本明彦

教育総務課長 岡野 勲 学校教育課長 松本晃治

子ども未来課長 吉岡正俊 社会教育課長 吉田茂夫

文化財保護課長 吉田 誠

〔書記〕 教育総務課長補佐 田村真知子

〈吉岡教育長〉

皆さんこんにちは。ただ今から「平成29年 第17回京丹後市教育委員会定例会」を開会致します。

先月の17日、18日の台風18号により、市内でも多くの災害が発生しています。被災された方にお見舞い申し上げますとともに、市でも復興に努力させていただいていますことを報告させていただきますとともに、地元区やボランティアをはじめ市民の多くの皆様にもご支援をいただいておりますこと、お礼申し上げたいと思います。

本日は、かぶと山小学校の視察お疲れ様でした。

かぶと山小は学校再配置に伴い、平成25年4月に、神野小学校、田村小学校、湊小学校の3校が神野小学校を拠点校として再配置となった学校です。再配置した平成25年には児童数が155人だったのですが、今年の児童数は162人ですので、市内で唯一、再配置後に児童数が増えています。現在は各学年とも1クラスですが、31年度の入学予定者数が38人見込まれておりますので、この人数だとこの学年は2クラスになります。

児童が増えることは喜ばしいことですが、将来的には児童数の増は見込んでいないため、教室の配置などが大きな課題となりますので、今後検討させていただくこととなります。

9月は議会があり、一般質問では従来と同様に、教育に関する多くの質問が出されました。その中で、図書館に関するものが3人の議員から出されました。また、予算決算常任委員会から、図書館整備に関する附帯意見が提出されるなど、図書館整備に関する

関心の高さを伺うことができます。教育委員会では、図書館長から図書館協議会に「今後の図書館の在り方について」諮問を行っており、現在、協議を進めていただいておりますが、施設の整備となりますと、市の他の計画に与える影響も大きく、慎重に協議をいただいているところです。また、教育委員さんからもご意見をいただく場も持ちたいと考えていますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

10月は、丹後地方教育委員会連合会の視察、近畿市町村教育委員会研修大会と視察などが予定されていますので、お忙しい中だとは思ひますが、よろしくお願ひ致します。

本日は、「京丹後市立幼保連携型認定こども園条例の施行に伴う教育委員会規則の整備に関する規則の制定について」をはじめ11議案に、追加議案2件の審議を予定しています。

どうぞよろしくお願ひ致します。

<吉岡教育長>

それでは、平成29年第16回教育委員会（9月定例会）開催後の諸会議、行事等を中心に、教育長報告をさせていただきます。

【教育長活動報告】

<吉岡教育長>

以上です。ご質問等ありましたらお願ひします。

<全委員>

なし。

<吉岡教育長>

本日の会議録署名委員の指名を致します。

田村委員を指名しますのでお願ひします。

それでは、お手元の会議次第にそつて議事を進めさせていただきます。

はじめに、議案第71号から議案第74号の4議案は、条例の施行に伴う教育委員会規則・要綱の制定及び一部改正であり、関連しますので一括議題としたいと思ひますが、

ご異議ございませんか。

〈全委員〉

異議なし。

〈吉岡教育長〉

ご異議なしと認めます。よって議案第71号「京丹後市立幼保連携型認定こども園条例の施行に伴う教育委員会規則の整備に関する規則の制定について」、議案第72号「京丹後市立幼保連携型認定こども園条例の施行に伴う関係告示の整備に関する告示について」、議案第73号「京丹後市立認定こども園預かり保育事業実施要綱の制定について」、議案第74号「京丹後市教育委員会における障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領の一部改正について」の4議案を一括議題とします。

事務局から提案説明をお願いします。

〈吉岡子ども未来課長〉

議案第71号から説明をさせていただきます。

はじめに2ページをご覧ください。上から4行目に黒丸で印がしてあるものがあります。これは、京丹後市立幼保連携型認定こども園条例（平成29年度京丹後市条例）ですが、先ほど教育長からもありましたが10月4日の議会本会議で可決いただきましたので、ここに42とご記入をお願いします。

それでは新旧対照表で説明させていただきます。今回議案第71号で提案させていただく内容につきましては、第2次京丹後市保育所再編等推進計画に基づきまして、来年の平成30年4月から5つのこども園が認定こども園に移行する、もしくは、それに加えて五箇保育所が峰山こども園に統合されます、そういったことに基づきまして条例を制定させていただきましたので、それに関連する規則の整備についてご説明をさせていただきます。

最初に、京丹後市教育委員会事務局組織規則です。この規則では、第3条に各課の分掌事務を定めていますが、(3)の子ども未来課のイ幼稚園・保育所係の(ア)幼稚園及び保育所に、右の改正案にありますように、「認定こども園」を加えるものです。

同じく、(ウ)の項目は、幼稚園の教育課程及び保育所の保育計画ですが、この後に、「及び認定こども園の教育・保育計画」を加えるものです。めくっていただきまして、(ケ)に「認定こども園の子育て支援事業に関すること。」を加えまして、以下1つずつずらすものです。附則ですが、この規則は、「公布の日から施行する。」とさせていただきます。と申しますのも、認定こども園に移行するのは、来年の4月ですが、実は

来年の4月からの幼稚園・保育所・認定こども園の募集事務につきましては、間もなく始めさせていただくという関係がありますので、そういう意味で「公布の日から施行する」ということでお願いしたいということです。

3 ページは、京丹後市教育委員会事務委任規則です。

まず、この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第25条第1項の規定に基づき、教育委員会の権限のうち教育長に委任する範囲を定めているものですが、今回の改正は、そのうちの第2条第1項第3号、4号、及び5号に、「認定こども園」を加えるものです。

内容的には、第3号は、設置及び廃止の決定、第4号は、敷地の選定及び変更を決定、第5号では、職員の任免その他人事に関する事務を行うこと、とされています。

附則として、先程の教育委員会事務局組織規則と同様に、この規則は、「公布の日から施行する。」としています。

次に、4 ページをご覧ください。京丹後市教育委員会職員補職名規則です。

この規則は、教育委員会に属する職員の補職名を定めているものですが、この度の認定こども園に移行するにあたり、関係補職名を新たに加えるものです。

現行の下から4行目、副園長の次に、改正案では「主幹保育教諭、保育教諭、助保育教諭」を新たに加えるものです。

聞き慣れない職名ですが、認定こども園に置く職員の補職名として、国が示していますので、それに準じて定めるものです。

附則については、「平成30年4月1日から施行する。」ということで予定しています。

次に、5 ページは京丹後市指導主事の任命等に関する規則です。

この規則は、京丹後市教育委員会事務局組織規則に規定する指導主事のうち、非常勤の方の任命等について規定しているもので、その5条では、職務を規定しています。ここにも「認定こども園」を対象として加えるものです。

附則として、これも平成30年4月1日からの施行を予定しています。

次に、6 ページは、京丹後市就学前からの小中一貫教育の円滑な実施に係る保育所、幼稚園及び学校の総称に関する規則です。

一番上のタイトルのところですが、幼稚園の次に「認定こども園」を入れさせていただくものです。

第2条第2号幼稚園の次に改正案では、第3号として「認定こども園について、京丹後市立幼保連携認定こども園条例、こども先ほども同じく条例番号に42とご記入をお願いします。第2条に規定する認定こども園をいう。」ということで、幼稚園の次に認定こども園を加えるものです。

第3条の総称ですが、峰山学園につきましては、表の中の五箇保育所、峰山保育所、峰山幼稚園を削除して、改正案の方ではこれを「峰山こども園」に統一するものです。

以下、大宮学園につきましては、大宮南保育所と幼稚園を「大宮こども園」にまとめるものです。

次のページです。網野学園については変更ありません。

丹後学園についても、丹後保育所と丹後幼稚園を、改正案では「丹後こども園」に統一するものです。なお、宇川保育所のアンダーラインは不要ですので、アンダーラインなしというご理解をお願いします。

次に、弥栄学園ですが、これも同じく弥栄保育所、弥栄幼稚園を「弥栄こども園」に統一するものです。

久美浜学園も、かぶと山保育所、かぶと山幼稚園を削除し、「かぶと山こども園」に統一するものです。

附則で、「平成30年4月1日から施行する。」としています。

次に、8ページをご覧ください。京丹後市教育支援委員会規則です。

第3条で組織を規定しています。第2号ですが、保育士の次に「認定こども園の保育教諭並びに」を加えさせていただくものです。

これも附則で、「平成30年4月1日から施行する。」としています。

次に9ページをご覧ください。京丹後市立幼稚園条例施行規則です。

これにつきましては、第3条の定員のところですが、認定こども園に移行する幼稚園は認定こども園にまとまって、幼稚園という名称・定員等がなくなるわけですので、それを削除し、改正案にありますように、網野幼稚園のみ規定するということです。

それから、第11条、支給認定（支給認定変更）申請書兼保育の利用申込書というのが現行にあります。これは入園の手続きを示すものですが、改正案では、「支給認定（支給認定変更）申請書兼施設利用申込書」に統一するものです。

10ページに附則としましては、「平成30年4月1日から施行する。ただし、第11条の改正規定は、公布の日から施行する。」としています。これは、先ほどもありましたが、募集事務が間もなく始まりますので、その募集事務において新しい様式を使わせていただきたいということです。

次に、11ページをご覧ください。11ページは、京丹後市こどものための保育給付を受ける資格等の基準を定める条例施行規則です。

第2条で支給認定の申請ということで、現行の支給認定（支給認定変更）申請書兼保育の利用申込書を、これも先ほどと同じで様式を示していますが、改正案の方では先ほどと同じように、「支給認定（支給認定変更）申請書兼施設利用申込書」に変更するものです。

第6条、第7条も同じです。

12ページの第10条、第12条にも同じ様式が出てきていますが、これも同様です。

第13条で、保育の利用の決定という規程があります。その中で、利用を承諾しなかった場合は、現行では、保育所利用不承諾通知書という様式があります。それを、改正

案では「保育所入所保留通知書」に改めます。これは認定こども園に移行することと直接の関係はないのですが、国の方から「不承諾」というのが保護者の感情的にどうかということで、「保留通知書」に直してくださいという通知がありましたので、この機会にあわせて改正をさせていただくものです。

続きまして13ページは、各種様式があります。

こちらの方は、先ほど申し上げました保育の利用申込書が「施設利用申込書」になったり、申請者氏名を加えたりさせていただいています。

15ページについては、支給認定申請事項変更申請書です。

保護者の方のお名前が変わったり、住所が変わったりした場合に出していただくものですが、現行では入所する児童の氏名、保育所名となっていますが、それを改正では「入所（園）する児童の氏名、施設名」ということで改正をさせていただくものです。

16ページは、先ほど申しました第13条関係で、保育所の利用承諾通知書が「保育所入所保留通知書」になっているもので、これは公布の日から施行するというにさせていただきます。

17ページは経過措置ということで書かせていただいています。「この規則による改正前の京丹後市子どものための保育給付を受ける資格等の基準を定める条例施行規則に規定する様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、所用の修正を加え、なお使用することができる。」ということでさせていただきます。来年4月からの募集に向けて新様式を使っていくわけですが、来年3月末までの29年度の期間において、新規に転入の方や、新たに利用申し込みをされた場合に関しては、今までの29年度に使っている様式で処理をさせていただくという内容です。

以上、議案第71号の説明です。

続きまして、議案第72号「京丹後市立幼保連携型認定こども園条例の施行に伴う関係告示の整備に関する告示について」説明をさせていただきます。

先ほどは、条例についています施行規則の改正ということですが、さらに告示ということで、要綱であったり、規程であったり、その下位に位置づけられる様々な例規にも関係するものがありますので、説明させていただきます。

まず4ページをご覧ください。内容については新旧対照表で説明させていただきますが、上から7行目に、京丹後市立幼保連携型認定こども園条例、平成29年京丹後市条例第、黒丸ですが、これも42とご記入をお願いします。同じく5行下に、保育料徴収条例で黒丸がもう1つありますが、これは43とご記入をお願い致します。

なお、この議案の提案につきましては、全文差し替えということで、申し訳ありませんが、新しい資料でお願いします。

まず、新旧対照表の1ページ目からお願い致します。

京丹後市教育委員会公印規程です。一番下に庁印とあります。めくっていただきまし

て、2 ページにありますように、庁印と、真ん中の方に職印とあります。幼稚園・保育所においては、現行の上から2 段目にありますように、京丹後市立幼稚園印⑨と書いてありますが、それと表彰用の⑩とが同じ庁印です。保育所については、京丹後市立保育所ということで⑫と書いてあります。これがそれぞれ、現在の幼稚園・保育所にあります。真ん中あたりに個数とありますが、幼稚園はそれぞれありますので6 個、保育所は現在1 3 ありますので1 3 個あります。

改正案の方をご覧ください。幼稚園につきましては、網野幼稚園のみ残るということですので、個数が1 に減ります。保育所については、1 3 が7 に減ります。6 個減るわけですが、先ほども申し上げましたが認定こども園の5 施設、それから五箇保育所が峰山こども園に統合されますので、庁印としては、6 個減って7 個になるということです。

その下に、新たに「京丹後市立こども園印」と、「京丹後市立こども園印（表彰用）」、これを新たに加えさせていただきます。数は、いずれも5 つです。

その下の職印のところですが、現行では、職印も京丹後市立幼稚園長印、職印というのは幼稚園長が押すものです。これは先ほどと同じように幼稚園が6 個、保育所が1 3 個ありますが、これを、幼稚園は1 つに、保育所は7 つに減らします。

そして、改正案の一番下ですが、京丹後市立こども園長印を新たに5 つ追加します。ここで訂正をお願いしたいのですが、一番右下に、子ども園長の「長」が2 つありますので、1 つ長を削除をお願いします。

次に3 ページをご覧ください。3 ページは先ほどご説明した庁印、職印について、印影をお示ししている内容です。こういうふうに、新たにこども園印、こども園長印というものができます。

附則としまして、「この告示は、平成3 0 年4 月1 日から施行する。」としております。

続きまして4 ページをお願い致します。4 ページは京丹後市教育振興計画策定委員会設置要綱です。

第3 条で組織とあります。その第2 項第4 号で、市内幼稚園の次に、改正案のとおり「認定こども園」を加えていただくものです。

附則としましては、「平成3 0 年4 月1 日から施行する。」ということでお願いを致します。

5 ページは、京丹後市子ども安心パトロール車設置運行規程です。いわゆる「にこにこカー」と言われているものです。

第2 条維持管理及び配置のところですが、3 行目の幼稚園の次に、改正案のとおり同じくここも「認定こども園」を加えていただくものです。第4 条の運転者も第1 号の幼稚園の次に「認定こども園」を加えていただくものです。

附則の方も同様に、「平成3 0 年4 月1 日から施行する。」ということでお願いを致します。

6 ページは、京丹後市小中一貫教育研究推進協議会設置要綱です。

第3条組織ですが、第4号の市立保育所長の次に、改正案にありますように、「第5号市立認定こども園長」を加えていただいて、以下1つずつ番号をずらしていただくものです。

附則については、これも「平成30年4月1日から施行する。」ということをお願いするものです。

次に7ページですが、京丹後市立学校評議員設置規程です。

この規定の第2条に設置とありますが、幼稚園の次に「認定こども園（学校部分に限る）」を加えていただくものです。

定数については、各学校ごとに5人を「各学校5人」ということで改正をさせていただくものです。

附則は、これも「平成30年4月1日から施行する。」という内容です。

次に、8ページですが京丹後市立学校教職員結核管理規定です。

第1条の目的のところですが、幼稚園の次に同じく「認定こども園」を加えていただくものです。

附則は、これも「平成30年4月1日から施行する。」ということをお願いするものです。

次に、9ページをご覧ください。京丹後市幼稚園預かり保育事業実施要項です。

預かり保育を実施しない日というのが第3条にあります。第3号で、現行では12月28日から1月3日までを実施しないということですが、これを「12月29日から1月3日まで」を実施しないということで合わさせていただくものです。

附則としましては、「平成30年4月1日から施行する。」という内容です。

次に、10ページをご覧ください。京丹後市一時預かり事業実施要綱です。

一時預かりにつきましては、保育所に行っていない子どもさんを、週2日という制限がありますが、別表に記載している保育所で預からせていただく事業です。

実施施設のところで、別表第1（第4条関係）ですが、認定こども園に移行する峰山、大宮南、丹後、弥栄、かぶと山、この5つの保育所を、それぞれこども園に改正をするものです。

11ページは、一時預かり事業の利用申請書の内容ですが、真ん中あたりの利用希望保育所のところで、現行では京丹後市立何々保育所というふうにあります。改正案では利用希望保育所の後に「認定こども園」を加えまして、京丹後市立ということで、「保育所」の文言を取らせていただいています。

12ページは、一時預かり事業の利用可否決定通知書ですが、これにつきましても同じように、現行の保育所を改正案のとおり「認定こども園」を入れて、その欄の保育所の文言を削除するものです。

13ページです。一時預かり事業の利用辞退申出書です。改正内容は同様です。

附則は、「平成30年4月1日から施行する。」ということにさせていただきます。

続きまして京丹後市立保育所延長保育事業実施要綱の改正です。

目的のところに、この告示は、京丹後市立保育所とありますが、そのあとに、「及び京丹後市立認定こども園」ということを入れさせていただくものです。

第2条は対象者ですが、現行では、「保育所条例により保育の委託を受けた児童であって、保護者の申込みにより教育委員会が特に必要と認めた者とする。」とありますが、改正案では、これを1号、2号と項目立てをしまして、第1号は現在と基本的に同じ内容を記載させていただきます。次に第2号ですが、「京丹後市立幼保連携型認定こども園条例（平成29年京丹後市条例第、こども黒丸ですが、42をご記入ください。42号）第4条に規定する認定こども園の入園対象者のうち、子ども・子育て支援法第20条第3項の規定により認定を受けた者」という文言を新たに加えさせていただく内容です。

15ページをご覧ください。第4条は、延長保育料を規定するものです。

(1)で、京丹後市立保育所保育料徴収条例（平成27年京丹後市条例第5号）となっておりますが、これが先に提案させていただき、9月議会でも可決いただきましたとおり、改正案のとおり、京丹後市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業保育料徴収条例（平成29年京丹後市条例第、ここの黒丸は43でご記入お願いします。43号。以下「条例」という。）に条例名を変えて、次に、現行第3条第1項に規定するとありますが、改正案は「第4条第1項第2号」ということで、これは同じ内容を当てはめているということです。このように改正をさせていただきたいと思います。

16ページをお願いします。16ページは15ページから延長保育料の減免について規定しています。内容は基本的に同じです。真ん中のあたりの第2項で、第2子（条例第3条第4項）とありますが、これは、1号認定児（住民税所得割が77,101円未満）、2号、3号認定児（57,700円未満）の減免のことを示しており、新条例では第5条第3号に規定していますので、改正案の第2項も「第5条第3号」に変更しています。

次に第3項で、現行では第3子以降（条例第3条第5項）とありますが、これは第1子が18歳に達するまでの場合第3子が無料になるということを規定していますが、これを改正案では新条例の第5条第2号にということになります。この議案を全部差し替えさせていただいたのは、ここの引用する号番号が間違っていましたので差し替えをお願いした次第です。大変失礼しました。

第5条は、現行では第2条により保育の委託を受けた児童がということになっていますが、14ページでお示しましたとおり号立てしていますので、改正案では第2条第1号・第2号としています。従いまして16ページの改正案の第5条では、「第2条に規定する対象者」という表現に修正させていただきます。それから、その下に、現行では「及び」となっているところを、「又は」ということで改正をさせていただきます。これは文言の関係ですが、延長保育の解除について規定するものですが、「及び」というのは「アンド」ということで、両方の条件が成立した場合に保育を解除するということですが、どちらかの条件の場合でも解除ができるということで整理させていただく内容です。

17ページは、真ん中のあたりの様式ですが、対象児童のところの保育所を、「施設名」というふうに直させていただくものです。

18ページは、一番下のありますように、保育所長確認印を、「保育所長と子ども園長確認印」ということで子ども園長を追加させていただくものです。

19ページをお願いします。これも様式ですが、2段目の調査結果のところに、平成とありますのを、西暦書きする場合もありますので平成という文字をここでは取らせていただく内容です。それから、真ん中のあたり、承諾通知書の様式ですが、保育所名というのが現行ではあります。また、京丹後市立何々保育所と、あらかじめ保育所と書いてありますが、これを改正案では、「施設名」とし、保育所という文言を削除した内容になっています。

続きまして20ページです。不承諾の通知書です。これについては、同じく延長保育事業実施要綱、第7条の規定により通知するという内容を、京丹後市立保育所及び認定こども園延長保育実施要綱ということで、「認定こども園」を追加するものです。

附則については、「平成30年4月1日から施行する。」ということをお願いしたいと思っています。

21ページをお願い致します。京丹後市病後児保育事業実施要綱です。

第3条では、実施施設の基準ということで規定があります。これの第1号、保育所の次に「認定こども園」を加えさせていただくものです。

22ページをお願い致します。真ん中のあたり関係機関との連携ということで、これについても、保育所の次に「認定こども園」を加えさせていただくものです。

23ページですが、これは利用申込書の様式です。現行では保育所・幼稚園・小学校となっていますが、改正案ではここに「認定こども園」を加えさせていただくものです。

附則については、これも「平成30年4月1日から施行する。」ということをお願いするものです。

めくっていただきまして24ページです。京丹後市立子育て支援センター事業実施要綱です。

子育て支援センターは、保育所内に設置ということで、第3条に表があります。これも同じく、認定こども園に移行するこども園にある保育所については、峰山、大宮、丹後、弥栄、かぶと山を、改正案のとおりそれぞれこども園内ということで修正をするものです。

25ページは附則です。これも「平成30年4月1日から施行する。」ということをお願い致します。

26ページは、京丹後市特定教育・保育における実費徴収にかかる補足給付費支給要綱です。

この要綱につきましては、平成27年度から始まりました子ども子育て支援制度の中のメニューの1つとして国から示されたもので、京丹後市も新たに27年度から要綱を

もってスタートしている内容です。内容的には、保育所の実費でいただくもの、幼稚園の給食費等を対象として、生活保護世帯の子ども、もしくはそれに準ずる所得の子どもの給食費等を補給するという内容です。

27ページは、支給申請書の様式の中の文言ですが、保育所・幼稚園の次に、認定こども園を加えさせていただく内容です。

附則は、これも「平成30年4月1日から施行する。」ということにさせていただいています。

以上が議案第72号の説明です。

続きまして、議案第73号「京丹後市立認定こども園預かり保育事業実施要綱の制定について」説明させていただきます。

これにつきましては、認定こども園が始まりますこともあって、新たに制定する要綱です。

1ページから説明させていただきます。目的ですが、同じく2行目の黒丸については、42とご記入をお願いします。それから、4行目の黒丸は、6号ということで番号を割り振りましたので6とご記入をお願いします。

認定こども園の預かり保育事業ですが、認定こども園には、幼稚園児に相当する1号認定児と、保育所部分に相当する2号、3号の認定児が存在するわけですが、今回ご提案させていただく内容は、幼稚園児に相当する1号認定児に係る内容の預かり保育事業に係る要綱です。

目的の第1条に、京丹後市立幼保連携型認定こども園条例施行規則第8条第1項第1号に定める教育・保育時間外に当該認定こども園の管理下のもとで園児を預かり、保育を行う事業の実施について定めるものということで記載させていただいています。

第2条は対象園児ということで、保護者から申し込みを得て、教育委員会が許可した者とするということにしています。

第3条は実施しない日ということで、休業日等を記載しています。基本的に、今の預かり保育事業と同様です。

第4条は保育時間です。

第5条は利用申請等の手続きについて記載をしています。

2ページをお願いします。第6条は利用料です。

これは、先ほど申しました幼稚園預かり保育事業の利用料と同じ内容です。

第7条の利用料の減免についても同様の記載です。

一番下にその他とあります。3ページの第8条で、この告示に定めるもののほか、預かり保育の実施に関し必要な事項は、教育長が別に定めるとしています。

附則で、「この告示は、平成30年4月1日から施行する。」という内容です。

4ページから6ページにつきましては、これらの利用をさせていただくための申請書、辞退届、減免申請書等です。

議案第73号の説明は以上です。

続きまして、議案第74号「京丹後市教育委員会における障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領の一部改正について」を説明させていただいています。

新旧対照表の1ページをご覧ください。第10条で監督者の責務です。現行の幼稚園長に、「市立認定こども園にあつては認定こども園長とする。」という文言を加えさせていただくものです。

下の方にあります、第12条、相談体制の整備ですが、同じく幼稚園の次に「認定こども園」を加えさせていただくものです。

めくっていただきまして2ページです。(3)子ども未来課のところで、幼稚園の次に同じく「認定こども園」を加えさせていただくものです。

これも附則として、「この訓令は、平成30年4月1日から施行する。」という内容です。

大変長くなりましたが、議案第71号、72号、73号、74号について、説明をさせていただきました。以上です。

<吉岡教育長>

ただ今、4議案の説明をさせていただきました。

まず、議案第71号「京丹後市立幼保連携型認定こども園条例の施行に伴う教育委員会規則の整備に関する規則の制定について」につきまして、ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

<安達委員>

新旧対照表4ページ補職名規則のところ。「主幹保育教諭」というものが入っているのですが、国が定めているということで入れてあるということですが、実際にこの「主幹保育教諭」というのはあるのかどうかを知りたいなと思ひまして質問します。

それから、11ページの支給認定の申請が、「保育の利用申込書」から「施設の利用申込書」になったのは、保育だけではなくて、教育と保育ということで、施設というふうに変ったのか、その辺がなぜなのか知りたいのと、それから12ページの13条の1項、保育の利用の決定のところですが、「保育所利用不承諾通知書」という言葉が良くないということで、「保育所入所保留通知書」となったということですが、こども園の場合も入所保留通知書が行くのですか。ちょっとその辺がどうなのかなと思ひました。

それと、その次の13条の2項のところの、保育所等に送付というところがあるのですが、今までずっと保育所及びこども園というふうに書いてあるのですが、総括して保育所等というふうには保育所にまとめてあるのは、こども園以外にもたくさんのもが含まれているからなのでしょうか。

〈吉岡子ども未来課長〉

主幹保育教諭の質問についてもう一度お願いします。

〈安達委員〉

名前だけなのか、実際に主幹保育教諭という役職ができるのでしょうか。

〈吉岡子ども未来課長〉

はい。失礼しました。実際に「主幹保育教諭」という職名を付けさせていただく予定にしています。それに相当する者は、今の、保育所では主任保育士、幼稚園では主任教諭に相当する者です。園長、副園長は、今の例規のままですし、参考までにこのあとにある保育教諭というのは、幼稚園でしたら一般の教諭に相当する者という理解でいますし、助保育教諭、これも聞き慣れない名前なのですが、保育所でしたら保育助手という、資格がない方について該当するという位置付けになると思っています。

続きまして、11ページの第6条の利用申込書ことでしょうか。

〈安達委員〉

2条も6条も全部です。

〈吉岡子ども未来課長〉

全部一緒ですね。次のページにもありますが、これにつきましては、子ども・子育て支援制度になってから、施設給付費というような言葉を国が使うようになりまして、施設、何か公民館とかいろいろな施設の、施設のみを使うみたいな違和感があるのですが、そういう3つの施設をとということです、いろいろと検討して「施設利用」という文言にさせていただいているということです。

それから、保育の利用の決定に関して、13条で入所保留通知書というのが出ていますが、先ほども少し説明させていただきましたが、これは昨年平成28年の8月に、国の方から適宜活用願いたいというようなことで通知が来ていまして、その内容が、待機児童等が発生している状況において、保護者の心情等に対する一層の配慮を図るためということで、保育所利用不承諾通知書について、その名称を保育所入所保留通知書としたということです。この様式については、原則国がひな型を示して、それを各市町村が準用するという内容ですので、今回、それに沿って改正するものです。先ほどご質問がありましたように、今の京丹後市子どものための保育給付を受ける資格等の基準を定める条例施行規則は、幼稚園・保育所・こども園すべてに該当する内容ですので、そういう不承諾というのは実は待機児童ということでは発行はしないのですが、一応そういう

様式の変更になります。

<安達委員>

こども園の場合でも入所保留になるのですか。入園でなくて入所なのですね。

<吉岡子ども未来課長>

はい。そうですね。共通の様式ということで、すべてここに関しては一緒の様式になります。

最後、12ページの13条第2項の保育所等になっているところです。

<吉岡教育長>

少し補足をいたします。第12条の保育の利用申込みは、児童福祉法の第24条第4項の規定の「措置保育」に限られています。ですから、保育所の入所しか、ここでは言っていないということです。

<安達委員>

ここでは保育所のことですか。1号認定は関係ないということですか。

<吉岡教育長>

普通の本人が申込む保育ではなくて、児童相談所が入れるような保育です。

<安達委員>

わかりました。それだったら納得しました。

<吉岡子ども未来課長>

少し訂正させていただきます。先ほど、京丹後市教育委員会職員補職名規則の中で、助保育教諭が免許を持たないということで説明しましたが、臨時免許を要するものということですので、訂正をさせていただきます。失礼しました。

<吉岡教育長>

他にありませんか。

<田村委員>

先ほどの補足の説明ですが、この保育所の入所保留通知書というのは、それぞれの親の元に行かずに児童相談所等に返答する通知書なのですか。

<吉岡教育長>

暫時休憩します。

—休憩—

<吉岡教育長>

休憩を閉じて再開をします。

<吉岡子ども未来課長>

ご質問のありました12ページの下から2行目、「保育所等に」というところで、幼稚園も保育所も認定こども園も保育所等なのかということですが、結論的にはそういう意味です。今、現在の条例も施行規則も確認してきましたが、本来でしたら、幼稚園・保育所・認定こども園（以下「保育所等」という。）というような、まとめがあるべきですが、そういう記載がありませんでしたが、意味としては、今回ご説明させていただいています、京丹後市子どものための保育給付を受ける資格等の基準を定める条例施行規則、これは子ども・子育て支援法がベースになっていますので、幼稚園・保育所・こども園すべて包括されるという内容です。

<田村委員>

ここにある、保育所入所保留通知書というのは、こども園を不承諾になった親のもとにもこれが届くということでしょうか。

<吉岡子ども未来課長>

はい。結論からするとそういうことになります。新旧対照表の16ページにもありますが、改正文のみ記載している4ページに大きく掲げてありますが、保育所入所保留通知書ということでこういう様式になっています。

<吉岡教育長>

私から質問です。ないと思いますが、今までに不承諾通知を出したことはあるのですか。

<吉岡子ども未来課長>

今までに不承諾通知書を発行したことはあります。それは、待機児童のため出したわけではなく、希望する保育所に途中で希望をされた場合、すぐに職員の体制が取れないので入所できない場合がありますというやりとりの中で、「それじゃあ育休をもう少し取りますので、会社に出すために不承諾通知書をください」と希望されたため出した経過はあります。

<吉岡教育長>

少し趣旨が違いますね。

<吉岡子ども未来課長>

都会の方で問題になっているような、どこの保育所にも入れないという状態で、不承諾という意味で出したものではありません。

<吉岡教育長>

暫時休憩します。

—休憩—

<吉岡教育長>

休憩を閉じて再開をします。

他にございませんか。それでは次に行きます。

次に、議案第72号「京丹後市立幼保連携型認定こども園条例の施行に伴う関係告示の整備に関する告示について」につきまして、ご質問、ご意見等がございましたらお願いいたします。

<全委員>

なし。

<吉岡教育長>

次に、議案第73号「京丹後市立認定こども園預かり保育事業実施要綱の制定について」につきまして、ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

<全委員>

なし。

<吉岡教育長>

次に、議案第74号「京丹後市教育委員会における障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領の一部改正について」につきまして、ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

<全委員>

なし。

<吉岡教育長>

それでは順次お諮りを致します。

まず、議案第71号「京丹後市立幼保連携型認定こども園条例の施行に伴う教育委員会規則の整備に関する規則の制定について」につきまして、承認にご異議ございませんか。

<全委員>

異議なし。

<吉岡教育長>

異議なしと認め、承認と致します。

<吉岡教育長>

続いて、議案第72号「京丹後市立幼保連携型認定こども園条例の施行に伴う関係告示の整備に関する告示について」につきまして、承認にご異議ございませんか。

〈全委員〉

異議なし。

〈吉岡教育長〉

異議なしと認め、承認と致します。

〈吉岡教育長〉

続いて、議案第73号「京丹後市立認定こども園預かり保育事業実施要綱の制定について」につきまして、承認にご異議ございませんか。

〈全委員〉

異議なし。

〈吉岡教育長〉

異議なしと認め、承認と致します。

〈吉岡教育長〉

続いて、議案第74号「京丹後市教育委員会における障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領の一部改正について」につきまして、承認にご異議ございませんか。

〈全委員〉

異議なし。

〈吉岡教育長〉

異議なしと認め、承認と致します。

〈吉岡教育長〉

次に、議案第75号「京丹後市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の制定について」を議題とします。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

〈吉岡子ども未来課長〉

議案第75号「京丹後市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の制定について」説明をさせていただきます。

まず1ページからですが、この私立幼稚園というのは、私立ということで対象になっています。趣旨のところですが、この告示は、本市の幼児教育の振興と保護者の負担軽減を図るため、園児の入園料及び保育料（以下「保育料等」という。）の減額又は免除を行う私立幼稚園の設置者に対して、予算の範囲内において私立幼稚園就園奨励費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、京丹後市補助金等交付規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。ということです。

少し説明させていただきます。私立の幼稚園につきましては、国の保育教育の中でも重要な役割を担っているわけですが、平成27年の子ども・子育て支援新制度がスタートした段階で、私立の幼稚園については、新しい制度に移行したものと、旧制度のままということで2つに分かれています。ちなみに、認定こども園は平成27年からすべて新しい制度の方に移行していますので、今回のこの交付要綱を新たに作る趣旨につきましては、移行していない古い制度の中にある幼稚園に、今回、京丹後市の住民の方が府下南部の方ですが里帰りみたいな理由で帰られて、そこの新制度に移行していない幼稚園に通われるということが発生しましたので、それに合わせて交付要綱を新たに整備するものです。

第2条では定義について定めています。

第1号が私立の幼稚園です。この中の4行目に、「第27条に規定する特定教育・保育施設であるものを除く。」とありますが、ここが、先ほど申し上げた、新制度に移行しているものは除くということです。ちなみに、新制度に移行しているものは、就園奨励費ということではなくて、施設給付費ということで国の方から拠出されていますので、該当しない内容です。第2号、第3号は園児、保護者についての規定です。

第3条では、補助対象者について定めています。本来園児に給付するものですが、幼稚園の設置者に給付するということです。園児、保護者に給付して本来の目的であります負担軽減を図るということですが、設置者に保育料として渡らないということでは困るので、受領委任払い的な意味で設置者にお支払するという仕組みになっています。

第4条は補助金の額です。補助金の額は階層区分に従って限度額を定めています。これはあとで説明をさせていただきます。第4条第2項は、減額規定を定めています。例えば、母子家庭・父子家庭の寡婦世帯、身体障害者福祉法に該当する方、特別児童扶養手当支給対象児童等が対象です。

第5条では補助金の交付申請の手続きについて定めています。

様式第1号で交付申請書、様式第2号で事業計画書、様式第3号で減免措置に関する調書等です。

第2項では、保育料の減免措置に関する調書には、次に掲げる書類を添付するということを定めています。

3ページをご覧ください。真ん中の辺り、第6条交付の決定等です。

交付の決定は、様式の第4号により当該申請者に通知します。第2項は、減免措置実施計画書（様式第5号）により減免措置の方法を報告するという内容を定めています。

第7条は、事業計画等の変更及び承認について定めています。

これにつきましては、設置者いわゆる幼稚園の開設者ですが、設置者がしなければならない変更等の手続きです。

第8条は実績報告ということで、減免措置を完了した後15日以内又は当該年度の3月20日のいずれか早い日までということで、様式第6号により実績報告をいただくものです。様式第7号は減免報告書です。

第9条で補助金の額の決定等ということで、様式第8号により通知します。

4ページです。第10条では、関係書類の整備等ということで、減免確認書等を5年間保管しなければならないということを定めています。

第12条ですが、この告示については公布の日から施行するということで、お認めいただきましたら、早速公布のうえ決定したいと思っています。

5ページにつきましては、先ほど第4条でご説明した限度額を定めています。

第1子、第2子、第3子以降ということで、上から世帯区分として、生活保護法の規定により保護を受けている世帯から、以下、住民税の所得割課税の額で、77,100円以下の世帯と、77,101円以上の世帯区分を設けています。金額はすべて年額です。

6ページをご覧ください。第4条関係のひとり親世帯の場合の限度額を定めている内容です。

7ページ以降は、先ほど申し上げました補助金の交付申請書、事業計画書等の諸様式です。

以上、議案第75号を説明させていただきました。ご審議のほどよろしくお願い致します。

<吉岡教育長>

議案第75号を説明させていただきました。

ご質問、ご意見等がございましたらお願い致します。

<全委員>

なし。

<吉岡教育長>

それではお諮りを致します。議案第75号「京丹後市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の制定について」につきまして、承認にご異議ございませんか。

<全委員>

異議なし。

<吉岡教育長>

異議なしと認め、承認と致します。

<吉岡教育長>

次に、議案第76号「第67回全国へき地教育研究大会及び第33回近畿へき地教育研究大会京都大会の開催に係る共催について」を議題とします。

事務局から提案理由の説明をお願い致します。

<横島教育次長>

議案第76号「第67回全国へき地教育研究大会京都大会及び第33回近畿へき地教育研究大会京都大会の開催に係る共催について」説明をさせていただきます。

この大会は、へき地・小規模・複式学級を有する学校の特性を生かした学校経営、学習指導及び生徒指導上の諸問題について研究協議するとともに、全国各地におけるへき地教育の研究成果を交流し、へき地教育の充実を図ることを目的に開催されるものです。

期日は平成30年10月11日（木）から12日（金）の2日間。1日目ロームシアター京都で開会式及び全体会が行われ、午後からは、会場にみやこめっせを加えて、課題別分散会が行われます。2日目は京都府内9小中学校にて公開授業が行われ、京丹後市では宇川小学校が分科会の会場となる予定になっています。

主催は、文部科学省、京都府教育委員会、京都市教育委員会、全国へき地教育研究連盟、近畿へき地教育研究協議会、京都府へき地・小規模校教育研究会と公開授業を行う府内7市町、申請者は第67回全国へき地教育研究大会京都大会実行委員会 実行委員長 小畑 学 氏となっています。

以上、ご審議のほどよろしく申し上げます。

<吉岡教育長>

議案第76号を説明させていただきました。

ご質問、ご意見等がございましたらお願い致します。

<全委員>

なし。

<吉岡教育長>

それではお諮りを致します。議案第76号「第67回全国へき地教育研究大会及び第33回近畿へき地教育研究大会京都大会の開催に係る共催について」につきまして、承認にご異議ございませんか。

<全委員>

異議なし。

<吉岡教育長>

異議なしと認め、承認と致します。

<吉岡教育長>

次に、議案第77号「第2回道徳教育フォーラムの開催に係る後援について」を議題とします。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

<横島教育次長>

議案第77号「第2回道徳教育フォーラムの開催に係る後援について」説明をさせていただきます。

この大会は、「小中学校教員を対象とした道徳の教科化に備えた授業づくりと評価についての研究」を目的に開催され、文部科学省で道徳の教科化に関わってこられた講師を迎え、講演とグループディスカッションを行うものです。

当該事業は、平成30年度から小学校、平成31年度から中学校で道徳が「特別の教科」化されることを見据え、小中学校教員を対象に道徳の授業づくりと評価研究を目的に昨年宮津市を会場に実施されたもので、今年2回目の実施となります。対象範囲を広げるため、今年から京丹後モラロジー事務所も主催に入り、昨年に引き続き実施されるもので、この事業を通して道徳教育の本質について考えるきっかけに繋がることを期待して行われるものです。

期日は、平成29年11月26日（日）、会場は宮津歴史の館大会議室で、午後1時3

0分から午後5時まで行われる予定です。

主催は京丹後モラロジー事務所、加悦谷モラロジー事務所、宮津モラロジー事務所、後援には、京丹後市教育委員会のほか、宮津市教育委員会、与謝野町教育委員会が予定されています。申請者は京丹後モラロジー事務所 井上 貢一 氏となっています。

以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

<吉岡教育長>

議案第77号を説明させていただきました。

ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

<全委員>

なし。

<吉岡教育長>

それではお諮りを致します。議案第77号「第2回道徳教育フォーラムの開催に係る後援について」につきまして、承認にご異議ございませんか。

<全委員>

異議なし。

<吉岡教育長>

異議なしと認め、承認致します。

<吉岡教育長>

次に、議案第78号「一般社団法人京丹後青年会議所10月例会「ターニングポイントでの選択肢！！～人は何を考えその道を選ぶのか！？～」の開催に係る後援について」を議題とします。

事務局から提案理由の説明をお願い致します。

<横島教育次長>

議案第78号「一般社団法人京丹後青年会議所10月例会「ターニングポイントでの選択肢！！～人は何を考えてその道を選ぶのか！？～」の開催に係る後援について」説

明をさせていただきます。

この事業は、子どもたちの進路の選択肢を増やしターニングポイントでの判断力を高め、子どもたちに目的を持って取り組むことの大切さを理解してもらうことを目的として市内の中学生30名を対象に実施します。

期日は、平成29年10月15日（日）、会場は峰山総合福祉センター、京丹後で活躍されている方に自分の人生を振り返っていただき、人生のターニングポイントで自分が何を考え、どんな選択肢の中からこの道を選んだのか、目的の大切さを話してもらい、グループディスカッションで中学生に自分の興味のあることは何なのか意識を深め、それがどんな職業、どんな活動につながるのかをみんなで出し合い、何のためにするのかという目的の重要性を考えてもらい、子どもたちに自分が進む道を見つけたとき何を大切にし、頑張るかを発表してもらう予定です。

主催は一般社団法人京丹後青年会議所、申請者は一般社団法人京丹後青年会議所 理事長 野木 教貴 氏 青少年育成委員会 委員長 吉岡 高博氏となっています。

以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

<吉岡教育長>

議案第78号を説明させていただきました。

ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

<全委員>

なし。

<吉岡教育長>

それではお諮りを致します。議案第78号「一般社団法人京丹後青年会議所10月例会「ターニングポイントでの選択肢！！～人は何を考えその道を選ぶのか！？～」の開催に係る後援について」につきまして、承認にご異議ございませんか。

<全委員>

異議なし。

<吉岡教育長>

異議なしと認め、承認致します。

〈吉岡教育長〉

次に、議案第79号「丹後地域におけるドローンによる地域産業活性化事業「先進ドローン都市を目指して」の開催に係る後援について」を議題とします。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

〈横島教育次長〉

議案第79号「丹後地域におけるドローンによる地域産業活性化事業「先進ドローン都市を目指して」の開催に係る後援について」説明をさせていただきます。

この事業は、世界的にドローンブームが沸き起こる中、都市において先進的なドローンの利活用はさらに発展することが見込まれるが、ルールを守りつつ、新しいサービスを作り、産業発展を目指して行くことが期待されています。日本先進ドローン都市推進協議会はこの期待に沿えるよう、丹後地域の行政機関との連携を強化し、安全確保をしつつも、新しい技術、サービスが醸成される社会的基盤を整備し、新産業の発展に寄与することを目的に実施をされます。

期日は平成29年10月17日（火）から22日（日）、17日はドローンを活用した地域産業とイノベーションをテーマにしたシンポジウムと各種ドローンの展示、18日はドローンデモンストレーションプログラム、19日20日はドローンオペレーター育成プログラム、21日22日は、ドローンデモンストレーションプログラムと親子向けドローン体験会・学習・実験教室が予定されています。基本は無料ですが、ドローンオペレーター育成プログラムのみ有料となっています。

会場は、道の駅丹後王国「食のみやこ」、主催は日本先進ドローン都市推進協議会、申請者は日本先進ドローン都市推進協議会 会長 阪井 和男 氏となっています。

以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

〈吉岡教育長〉

議案第79号を説明させていただきました。

ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

〈野木委員〉

この企画は素晴らしいと思うのですが、この企画で教育委員会に後援を求めているというのは、何か意味合いがあるのですか。

〈吉田社会教育課長〉

この後援の許可がありましたら、各小中学校の方にも募集チラシの配布をお願いしたいということ聞いていまして、そういったことから後援依頼が出されています。

<野木委員>

わかりました。

<田村委員>

ドローンというのは本当に、趣味、ビジネスでも広がってきていますし、防災とか、観光とかでも非常に有効だと思うので、積極的に取り入れていただきたいと思います。また、危ないということもあるので、しっかりと技術を身に付けてほしいと思うのですが、このドローンオペレーター育成プログラムに行政職員対象20名となっているのは、京丹後市の職員が20名ということでしょうか。

<吉田社会教育課長>

一応商工振興課の方が窓口になりまして、連携をしながら進めていくということは聞いているのですが、具体的に教育委員会として職員が参加するかどうかというのは聞いていません。

<田村委員>

その場合の費用は公費ですか。

<吉田社会教育課長>

予算措置はされていないと思いますので、公費からではないと思っています。

<田村委員>

わかりました。

<吉岡教育長>

それではお諮りを致します。議案第79号「丹後地域におけるドローンによる地域産業活性化事業「先進ドローン都市を目指して」の開催に係る後援について」につきまして、承認にご異議ございませんか。

<全委員>

異議なし。

〈吉岡教育長〉

異議なしと認め、承認致します。

〈吉岡教育長〉

次に、議案第80号「2017風の器京丹後公演の開催に係る後援について」を議題と致します。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

〈横島教育次長〉

議案第80号「2017風の器京丹後公演の開催に係る後援について」説明をさせていただきます。

この事業は、すぐれた舞台芸術の鑑賞機会を市民に提供することと、障害者、とりわけ聴覚障害者への市民の理解を深めることを目的として実施されるものです。内容は手話劇「長いような短いような」「手の詩・賢治の詩」の2本を上演するものです。

「風の器」主催者の庄崎隆志さんは、元デフ・パペットシアターひとみの主力メンバーであり、デフ・パペットシアターひとみは活動拠点を川崎市におき、もともと、「ひよっこりひょうたん島」をNHKで上演していた「ひとみ座」から派生した劇団で日本と世界で公演を行っています。

期日は、平成29年12月9日（土）午後6時から9時、会場はアグリセンター大宮多目的ホールで有料で行われます。料金は大人1,500円、小中高生と障害者の方は800円となっています。後援は、教育委員会の他にも、京丹後市、京丹後市文化協会、京丹後市社会福祉協議会を予定しています。

主催は、デフ・パペットシアターひとみ大宮実行委員会、申請者はデフ・パペットシアターひとみ大宮実行委員会 委員長 北島 顕経 氏となっています。

以上、ご審議のほどよろしく申し上げます。

〈吉岡教育長〉

議案第80号を説明させていただきました。

ご質問、ご意見等がございましたらお願い致します。

〈全委員〉

なし。

〈吉岡教育長〉

それではお諮りを致します。議案第80号「2017風の器京丹後公演の開催に係る後援について」につきまして、承認にご異議ございませんか。

〈全委員〉

異議なし。

〈吉岡教育長〉

異議なしと認め、承認と致します。

〈吉岡教育長〉

次に、報告第11号「平成29年度京丹後市教育委員会事務局職員の人事異動について」を議題とします。

事務局から説明をお願いします。

〈横島教育次長〉

報告第11号「平成29年度京丹後市教育委員会事務局職員の人事異動」について報告をさせていただきます。

10月1日付けの異動により、社会教育課で久美浜地域公民館に勤務していた職員小幡秀子主任が財務部税務課に異動となり、その補充として、上下水道部下水道整備課の職員森友宏主事が同じく社会教育課、久美浜公民館勤務ということになりましたので、報告をさせていただきます。

〈吉岡教育長〉

報告第11号を説明させていただきました。

ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

〈全委員〉

なし。

<吉岡教育長>

続きまして、追加議案を2件準備しております。

はじめに、議案第81号「海の京都まちかど音楽祭 ～Tango 音楽の花回廊 in 2017～ の開催に係る後援について」を議題とします。

事務局から提案理由の説明をお願い致します。

<横島教育次長>

議案第81号「海の京都まちかど音楽祭～Tango 音楽の花回廊 in 2017～の開催に係る後援について」説明をさせていただきます。

この事業は、丹後地域の里山、商業施設、公共施設において、地元と都市部の文化活動を行う人々の交流により創作した作品やパフォーマンスを披露することを通じて丹後の自然、歴史、文化など丹後の魅力の発信による地域の活性化と地元食材を活用した郷土料理の出品、ちりめん文化の継承としてのちりめんアートの展示等、多方面で活躍する地元の人々の参加により、多様な丹後の地域資源への理解を深めることを目的に実施するものです。

開催期間は、平成29年10月28日（土）から平成30年1月12日（金）で、平成29年10月28日は 午前9時から午後1時まで 弥栄町和田野のハーブ畑で自然と食・健康をテーマにした音楽マルシェ、平成29年10月30日（月）午後1時から2時まで、ウィルふれあい広場にて邦楽奏者とピアノ奏者との共演と園児向けの創作絵本コンサート及び音楽ワークショップ、平成29年12月10日（日）は午後1時30分から3時30分まで、知遊館あじさいホールにて演奏会、これらはいずれも無料で参加できます。同日午後5時から6時30分にヴァイオリンを楽しむ会事務所で行われる演奏会と平成30年1月12日（金）午前10時30分から午後1時、アミティ丹後多目的ホールで行われる新春コンサート・新春マルシェは両会場とも有料で行われます。料金の方は1,000円となっています。

主催は、ヴァイオリンを楽しむ会、申請者はヴァイオリンを楽しむ会 会長 上古美夫 氏となっています。

以上、ご審議のほどよろしく申し上げます。

<吉岡教育長>

議案第81号を説明させていただきました。

ご質問、ご意見等がございましたらお願い致します。

<全委員>

なし。

〈吉岡教育長〉

それではお諮りを致します。議案第81号「海の京都まちかど音楽祭 ～Tango 音楽の花回廊 in 2017～ の開催に係る後援について」につきまして、承認にご異議ございませんか。

〈全委員〉

異議なし。

〈吉岡教育長〉

異議なしと認め、承認致します。

〈吉岡教育長〉

次に、報告第12号「部活動における休養日の設定について」を議題とします。
事務局から説明をお願い致します。

〈上田教育理事〉

報告第12号「部活動における休養日の設定について」を説明させていただきます。

先月9月6日に京都府教育委員会より、中学校の部活動につきまして、土曜日・日曜日を含む、週2日以上休養日を設定するように、府立学校に通知された旨が教育委員会の方に届きました。それと同時に、各市町の教育委員会においても適切な実施についての依頼がありました。

本市におきましても、これまでから土・日どちらか1日は休養日とするという指導を各学校にはしていたわけですが、生徒のバランスの取れた生活や成長と、また、教職員の総時間外勤務時間の縮減を考慮しまして、報告第12号の通知を、各中学校宛発出したいと考えています。

内容につきましては、先ほどから言っております土・日を含む週2日以上休養日を設定すること。大会行事等への参加により、土曜日・日曜日に設定が困難な場合は、他の曜日に、1週間のうちに2日休養日を設定することということです。

今後のスケジュールとしましては、11月1日から試行し、1月1日から本格実施というふうな通知を各中学校長へ出したいと思っています。

併せまして、次のページですが、「中学生保護者の皆さまへ」ということで、お知らせとしてチラシの配布をしていただくように、中学校の方に依頼をしていきたいと考えています。

この通知を出していくにあたって1つ資料を付けています。この機会に教育委員の皆様

さまにも小中学校の先生方の勤務実態を知っていただけたらという思いもありまして添付いたしました。来週、市内全小中学校教職員に、「時間外勤務を縮減し心身の健康維持を」と題した啓発文書の発出も考えています。その中には、昨年度そして今年度前半の時間外勤務の実態も載せていまして、6月に全教職員対象に行いました勤務状況アンケートの結果があります。4ページを見ていただきますと、中学校のアンケート結果が載っているわけですが、2番、負担業務ということですが、中学校の先生方が負担に感じておられる業務を率として載せています。その中で、部活動が5段目にあるわけですが、32.3%ということ、3人に1人に近い先生が部活動を負担に感じているという実態もあります。こういった中で、部活動の良い責任感・連帯感の涵養でありますとか、好ましい人間関係の形成、そういったことを大切にしながらではありますが、生徒の自主性もさらに伸ばせる部活動運営を、教育委員会としては指導していきたいとは考えていますが、こういった実態も考慮しまして、通知文、それから、チラシを出していきたいと考えています。

以上、報告をさせていただきました。

<吉岡教育長>

報告第12号を説明させていただきました。

ご質問、ご意見等がございましたらお願い致します。

<野木委員>

今の上田理事の報告の中で、これはあくまでも私見です。私は、この先生方の業務負担が圧倒的に部活動だと思っていました。データを見せていただくと、部活動は32.3%とあるのですが、他にも会議だとか、校内研修だとか、事務だとか、会計処理とか、同じくらいの割合で負担に感じているというようなことが見られます。そうすると、生徒や保護者以外の分でも、これらの時間を有効に使う手段があるのだろうなというふうに、この数字だけ見ればそんな感じがしました。私の中ではかなり、先生方の負担を軽くするのは至難の業かなと思っていたのですが、このデータを見る限りでは、工夫をすれば、負担を軽減するやり方が見えてきそうな感じがしました。これは私見です。

<上田教育理事>

今日の京都新聞の記事にもありましたように、昨日加悦中学校で「トーク会」が行われまして、そういった辺りもその先生も述べておられましたし、これはあくまでも6校の平均ということで、学校ごとの状態も、数値は校長先生にお返しして、それぞれの学校でどこが一番大きな課題かということも掴んでいただきながら、今言っていたような、会議の時間をきっちり区切るとか、研修会についても精選しながらやっていく、そういったところも各校の実態に応じて進めていただくということも1つお願いし

ているところです。

<吉岡教育長>

部活動の縮減は、今回こういう形でやらせていただきたいと思っているのですが、今委員からもありましたように、他の業務でも時間外が多い理由、負担になっている理由が書かれています。そちらの方は、教育委員会事務局でできることはもうやりかけています。例えば、学校教育課の方では事務の軽減を図るために、校務支援ソフトを入れて共通化を図り、少しでも事務の効率化を図れるようなこともやっていますし、報告書もできるだけ少なく、まとめてやったりするようなことも一方では取組ませていただいています。ですから、部活動だけに責任を負わせるというような感覚ではなくて、そういう事務削減や会議の縮減等も同時進行でやらせていただいているということです。

それと、根本的な解決をする部分において、議会でも答弁させていただいているのですが、教員の増員が大きな縮減の要素だと思っているので、府の教育長会議等がある場合は、定数の見直し・増員を含めて、常に意見を言わせていただいていますし、京都府自体もそういう感覚を持っていますので、国の方に対してはその要望は強く言っている状況にはあります。

特に田村委員、このお知らせ文書を保護者向けに出す予定にしているのですが、何かご意見がありましたらお願いします。

<田村委員>

様々な意見があります。実行できるのかという意見ももちろんありますし、特に大会前とかです。でも、できるだけということで、実施で良いと私は思います。

<吉岡教育長>

保護者の中には、クラブはしなければならぬだろうと、どんどんすすめなければならぬだろうという感覚の保護者もやはりおられると思いますので、なぜ日数を減らすのだということを言われる方もおられるかなと思います。

今回、今までと違って、教育委員会事務局だけで勝手に文書を出すのではなくて、教育委員さんたちにもこういう取組みをするということを知っていただくためにも、この提案をさせていただいているということです。もしかしたら、教育委員さんの耳にも、苦情的なことが入る可能性も無きにしも非ずと思っています。

<田村委員>

先生だけではなくて、子どももしんどい思いをして負担になっているということもありますし、実行していただいたらと思います。

<吉岡教育長>

いつ頃出す予定にしていますか。

<上田教育理事>

10日付けで出したいと思います。

<吉岡教育長>

保護者にはその2、3日後ぐらいには届くのですか。

<上田教育理事>

学校へはすぐに出していただけるようにお願いします。

<吉岡教育長>

以上で本日の議事はすべて終了致しました。

全体をとおして、何かご質問がありますか。

<全委員>

なし。

<吉岡教育長>

続いて、4のその他ということで諸報告、各課報告を順次致します。

(1) 諸報告

<横島教育次長>

① 「共催」・「後援」に係る9月期承認について

(2) 各課報告

<学校教育課・子ども未来課>

① 10月学校行事予定について

② 10月幼稚園保育所行事予定について

<社会教育課>

- ① 第20回あみの八丁浜ロードレース大会について
- ② 京丹後市聴覚障害者交流研修会について
- ③ ジュニアカヌースプリント秋季大会について

<吉岡教育長>

全体をとおして、何かご質問がありますか。

<全委員>

なし。

<吉岡教育長>

以上で第17回京丹後市教育委員会定例会を閉会致します。ご苦労様でした。

<閉会 午後6時00分>

[11月定例会 平成29年11月7日(火) 午後3時00分から]